

令和3年度福島地方最低賃金審議会

第3回福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和3年10月22日(金) 13:30~16:30

2 場所 福島労働局 4階会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 2名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 使用者側委員から「前回の提示額がマックスのため、これ以上金額提示をしても歩み寄りがないことが予想されるため、公益委員の考え方や幅を持たせた金額を示してもらい、それに基づき双方がどれだけ歩み寄るかを協議したい。」との提案があった。
- ・ 労働者側委員からは「特定最賃は労使のイニシアティブという大原則があり、公益委員に意見を求めるのは最終段階だと考えている。現段階の金額の幅から全会一致は難しい金額であるが、労側としてはまだ根拠を持った歩み寄りの数字を準備しているので提示させていただきたい。」との主張があった。
- ・ 公益委員からは「公益としては、特定最賃は労使で協議して決めるのが基本だと考えている。地域別最低賃金(以下「地賃」という。)であれば、公益が、議論が進む前段階で考え方等を示しながら進めていくこともあるかと思うが、特定最賃は基本的に労使で協議を行って歩み寄りしていただいた中で、どうしてもその先の一步が進めないとなった段階で、公益が最終的に、客観的な立場から意見を申し上げるのが基本だと思っている。今の17円の差がある段階で、議論がどちらかの方向へ向かうかのような公益側の意見を申し上げるのはあまり適切ではないと思っている。」との意見であった。
- ・ 以上の意見から、労使1回目の金額提示を行った後に公益委員の考え

方を示すこととなった。

- ・ 労働者側委員からは「賃金改定状況調査結果第4表 Dランク製造業一般労働者とパート労働者の賃金上昇率男女計が今年は0.9%。昨年は1.6%のところ実際には1円しかアップしていない。労側として1円は実質据え置きと考え、昨年のアップ率1.6%に868円で計算すると、四捨五入して14円アップ。今年の0.9%については8円アップ、14円と8円の合計22円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「県鉱工業指数や内閣府等の数字ではかなり製造業が厳しく、半導体不足や原油高騰で生産上の不安定要素が増加していること。今年度の賃金改定状況調査で、製造業で7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合が54.8%と半数以上あり、上げられないところのほうに現実には多いこと。本県の計量器等の対地賃指数は108.5と他県の指数に比べると、断トツに高く、特定最賃が地賃に比べて高い位置にあること。以上のことから、前回提示額の11円以上は考えられない。」との主張があった。
- ・ 公益委員からは「これまでの特定最賃の結審状況、計量器、測定器の他県の結審状況を見ると+27円や+28円で、全会一致で決まっており、岩手県は情報によると+27円と部会で決まったと聞いている。こういった諸般の状況からすると、労働者側から1回目でも22円の提示があったが、公益としては地賃の+28円という結果に比べて極端にマイナス幅が大きいというのは特定最低賃金の結論としてはないと考えている。下限の部分でもどのくらいかということは申し上げられないが、マイナス幅が二桁になることは他県の結審状況からしても極端なので、避けなければならないと考えている。」との意見があった。
- ・ 労働者側委員からは「22円から下げるつもりはない。産業自体が全国的に大きな差はないが、周りの状況や地賃の状況から見ても突出するような産業でもない。使側の言う合理的な審議と考えて22円を提示した。」との主張があった。
- ・ 公益委員からは「労働者側の提示する22円について先ほど検討したが、計算値的には令和2年度分のアップ幅が14円と計算されているが、これに足すのは令和2年度のスタートの金額になると思うので、867円に14円+8円、去年1円上がっていることからすると、今年の引き上げ幅としては21円になるのが正しいのではないかと。また、双方から歩み寄れないとの話があったが、公益の意見を聞いたうえで再考の余地があるかどうかについて見解を伺いたい。」との意見があった。
- ・ 使用者側委員からは「理屈的には11円以上はないと考えている。歩み

寄りを考えれば別の考え方による提示になるが、コロナ前の改定状況を見ると 14～18 円、コロナの後遺症がある中で 18 円に行くのは行き過ぎだと思っている。これより低いのであればやむなしと考えている。歩み寄ってマックス 17 円を提示したい。」との主張があった。

- ・ 労働者側委員からは「使側の金額提示は非常に残念。誠意的な額に来れば我々も用意はしていたが、17 円では歩み寄りとは受け止められない。22 円で変わらずだが、先ほど公益委員から指摘があったので 21 円としたい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員及び使用者側委員の意見が一致しないことから、「同業種他県の結審状況や本件の他部会の結審状況、また、労働者側提示の 4 表に基づく過去 2 年間の引き上げ幅の考え方については公益も賛同できる部分があるので、労働者側が提示している 21 円引き上げの 899 円を公益見解としたい。」との公益見解が示され、採決が行われた。
- ・ 採決した結果、賛成 4 名で採択されたことから、部会長から会長あての報告書が作成された。